

平成26年11月5日
薬事衛生課長
多田実次
TEL (内線) 4150
(外線) 225-1440

知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」を4物質、「知事監視製品」118製品をそれぞれ指定し、告示しました。

平成26年11月6日から「知事指定薬物」を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、平成26年11月6日から「知事監視製品」を販売する者は、

- ①販売業の届出
- ②購入者に対して体内摂取禁止の説明及び説明書の交付
- ③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

「知事監視製品」を購入、譲り受けようとする者は、

- ①体内摂取しない旨の誓約書の提出
 - ・ 県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
 - ・ 県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出
 - ②誓約内容の遵守
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

記

1 知事指定薬物（4物質）

- (1) 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類

2 知事監視製品（118製品）

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>